

【男女の賃金差異について】

	男女差異
正職員	81.0%
非正規職員	103.7%
全労働者	88.6%

- ・対象事業年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・賃金：基本給、超過勤務手当他、各種手当、賞与を含み、退職金、通勤手当を除く。

【注釈】

- ・本学の賃金体系は男女で同一条件である。
- ・正職員の賃金差について男性の方が勤続年数が長く、管理職への登用率が高いことに起因する。
- ・非正規職員については病院に勤務する女性の非正規職員が男性より多く令和6年度に支給を開始した手当の対象となっていることに起因する。